

議案第 80 号

議決第 号

始良市下水道事業の地方公営企業法全部適用等に伴う関係
条例の整備に関する条例制定の件

始良市下水道事業の地方公営企業法全部適用等に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）11月26日提出

始 良 市 長 湯 元 敏 浩

始良市下水道事業の地方公営企業法全部適用等に伴う関係条例
の整備に関する条例

（始良市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

第1条 始良市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年始良市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水道事業管理者」を「水道事業等管理者」に改める。

（始良市情報公開条例の一部改正）

第2条 始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「水道事業等管理者」に改める。

（始良市個人情報保護条例の一部改正）

第3条 始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「水道事業管理者」を「水道事業等管理者」に改める。

(始良市職員定数条例の一部改正)

第4条 始良市職員定数条例(平成22年始良市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び水道事業」を「並びに水道事業及び下水道事業(以下「水道事業等」という。)」に改める。

第3条第8号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

(始良市特別会計条例の一部改正)

第5条 始良市特別会計条例(平成22年始良市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 始良市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成22年始良市条例第145号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、「地方自治法」の前に「この条例は、」を加え、「を設置する」を「の管理に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条中「市長」を「始良市水道事業等管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第5条第1項及び第2項、第7条、第8項第1項、第10条第1項、第11条、第13条第1項並びに第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例の一部改正)

第7条 開発行為等により設置された地域污水处理施設の始良市への移管に関する条例(平成22年始良市条例第172号)の一部を次のように改正する。

第4条中「規則で」を「始良市水道事業等管理者が」に改める。

(始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 始良市地域下水処理事業の設置等に関する条例(平成22年始良市条例第180号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市地域下水処理事業の管理等に関する条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、始良市における住宅団地等の居住者が排除する汚水を処理するため設置する始良市地域下水処理事業(以下「地域下水処理事業」という。)の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「市長」を「始良市水道事業等管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条中「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項、第3項及び第4項並びに第14条第2号ただし書及び第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第18条、第19条第1項並びに第20条第2号、第4号及び第6号中「市長」を「管理者」に改める。

第22条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(始良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第9条 始良市水道事業の設置等に関する条例（平成22年始良市条例第221号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市水道事業等の設置等に関する条例

第1条中「次のとおり始良市水道事業（」を「始良市上水道事業（飲料水供給施設を含む。」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第4条の規定に基づき、汚水を排除し処理することにより環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資するため、次のとおり下水道事業を設置する。

(1) 地域下水処理事業

(2) 農業集落排水事業

第1条の2中「簡易水道事業」を「下水道事業」に改める。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業（以下「水道事業等」という。）」を加え、同条第2項第1号ア中「蒲生町米丸の一部」の次に「、加治木町辺川の一部、北山の一部、蒲生町漆の一部、蒲生町西浦の一部、霧島市大字隼人町小浜の一部」を加え、同号イ中「72,500人」を「78,900人」に改め、同号ウ中「33,900立方メートル」を「29,700立方メートル」に改め、同項第2号を削り、同条に次の1項を加える。

3 下水道事業の処理施設の位置、処理区域、計画処理人口、計画処理能力は次に掲げるとおりとする。

(1) 地域下水処理事業

ア 新生町処理施設

(ア) 処理施設の位置 加治木町新生町1番地

(イ) 処理区域 加治木町新生町及び加治木町木田の一部（新中）

(ウ) 計画処理人口 3,240人

(エ) 1日最大計画処理能力 1,053立方メートル

イ 始良ニュータウン処理施設

(ア) 処理施設の位置 西始良1丁目2663番地203

(イ) 処理区域 西始良1丁目、西始良2丁目、西始良3丁目及び西始良4丁目

(ウ) 計画処理人口 7,680人

(エ) 1日最大計画処理能力 1,920立方メートル

ウ みさと台処理施設

- (ア) 処理施設の位置 西餅田15番地10
- (イ) 処理区域 西餅田の一部（みさと台）
- (ウ) 計画処理人口 2,100人
- (エ) 1日最大計画処理能力 525立方メートル

エ 朝日ヶ丘処理施設

- (ア) 処理施設の位置 西餅田1905番地11
- (イ) 処理区域 西餅田の一部（朝日ヶ丘）
- (ウ) 計画処理人口 500人
- (エ) 1日最大計画処理能力 150立方メートル

(2) 農業集落排水事業（山田地区処理施設）

ア 処理施設の位置 下名3013番地1

イ 処理区域 大山の全域、上名の一部、下名の一部、深水の一部、豊留の一部

ウ 計画処理人口 1,820人

エ 1日最大計画処理能力 492立方メートル

第3条及び第4条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第4条の2を削る。

第5条中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第6条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に、「水道事業」を「水道事業等」に改める。

第7条並びに第8条第1項及び第2項第3号中「水道事業」を「水道事業等」に改める。

（始良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 始良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年始良市条例第222号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

始良市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第1条及び第2条第1項中「企業職員」を「水道事業等企業職員」に改める。

第4条中「管理者」を「始良市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第20条第1項中「企業職員」を「水道事業等企業職員」に改める。

（始良市給水条例の一部改正）

第11条 始良市給水条例（平成22年始良市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第2条中「始良市水道事業の設置等に関する条例」を「始良市水道事業等の設置等に関する条例」に改める。

第3条第1項中「始良市水道事業管理者」を「始良市水道事業等管理者」に、「管理者の」を「始良市水道事業等管理者の」に改める。

（始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

第12条 始良市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年始良市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「後（同法）」を「後（学校教育法）」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第2項を削る。

（始良市下水道事業の設置等に関する条例の廃止）

第13条 始良市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年始良市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（始良市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

2 始良市農業集落排水事業特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに決算については、第5条の規定による改正後の始良市特別会計条例第1条の規定にかかわらず、この条例の施行後も、なお従前の例による。